

令和3年度

# 事業概要



沖縄県中央食肉衛生検査所  
沖縄県北部食肉衛生検査所



## はじめに

当県の食肉衛生行政の推進につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染症は、2020年1月に我が国で初めて感染者が確認されて以降、感染者が継続的に発生し我々の生命や健康を脅かすばかりではなく、社会環境や経済活動に深刻な影響を与え、人々の生活様式や行動にも大きな変化をもたらしています。

当検査所においては、新型コロナウイルス感染の拡大により業務が逼迫している保健所等に職員を派遣し応援体制を図りながら、通常の業務を遂行しているところです。

さて、我が国においては、消費者のライフスタイルが多様化する中、食のニーズの変化や食のグローバル化に伴い、より安全で衛生的な食品を市場に流通させることが求められています。

一方、と畜場及び大規模食鳥処理場においては、昨年6月からHACCPに基づく衛生管理の実施が義務付けられました。当検査所では、HACCPに基づく衛生管理が適正に運用されるよう施設側が作成した衛生管理計画、手順書、記録簿の確認、施設現場における各作業実施状況の確認及び客観的な評価としての微生物試験等の外部検証を実施しているところです。

このような社会情勢の変遷や関連法令等による制度の変革においても食肉衛生検査所の業務は、「安全で衛生的な食肉・食鳥肉を確保することにより国民の健康の保護を図る」という重要な役割を担っております。

今後とも、食肉・食鳥肉の安全性確保については、検査員の知識の習得、検査技術の向上に努め、さらなるスキルアップを図るとともに監視体制の強化及び関係事業者・関係機関と連携を図りながら、より一層の食肉衛生行政の推進に努めていく所存です。

ここに、令和3年度の事業概要をとりまとめましたので、業務の参考としてご高覧いただければ幸いです。

令和4年6月

沖縄県中央食肉衛生検査所  
所長 大城 哲也

沖縄県北部食肉衛生検査所  
所長 大濱 尚子

## 凡 例

- ・「とく」は生後1年未満の牛、「こま」は生後1年未満の馬を表す
- ・表の空白部分は「0(ゼロ)」を表す

## 鳥インフルエンザ防疫演習

高病原性鳥インフルエンザが発生した場合の対応について机上演習を行い、さらに敷地内の緊急消毒及び再開条件の確認などの実働訓練を実施した。



## 外部検証

「食品衛生法等の一部を改正する法律」の HACCP に沿った衛生管理の制度化が、令和 3 年 6 月より完全施行されたことに伴い、と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証を実施した。





# 目 次

第1章	食肉衛生検査所	
1	沿革	3
2	食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地	5
3	組織及び機構	6
4	職員構成	6
5	沖縄県行政組織規則(抜粋)	7
6	沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び決済に関する規則(抜粋)	8
7	事務分掌	10
8	歳入・歳出	12
9	食肉衛生検査所庁舎の平面図	13
10	主な検査機械器具(備品)	15
第2章	検査業務	
I	と畜検査業務	
1	概要	19
2	検査統計	
(1)	と畜検査頭数及び獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	20
(2)	月別と畜検査頭数	22
(3)	月別とさつ禁止頭数	22
(4)	月別全部廃棄頭数	23
(5)	畜種別の一部廃棄数	24
(6)	病畜の疾病内訳頭数	26
(7)	と畜検査頭数の推移	27
(8)	とさつ禁止頭数の推移	27
(9)	全部廃棄頭数の推移	28
(10)	開場日数及び検査延べ人数	29
(11)	食肉衛生月間関連行事	29
(12)	衛生監視	29
(13)	と畜検査データの還元	30
II	食鳥検査業務	
1	概要	31
2	検査統計	
(1)	食鳥検査羽数及び食鳥のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	32
(2)	月別食鳥検査羽数及び廃棄羽数	32
(3)	食鳥検査羽数の推移	33
(4)	開場日数及び検査延べ人数	33
(5)	衛生講習会	33

(6) 衛生監視	33
(7) 認定小規模食鳥処理場	34

### III 精密検査業務

#### 1 概要

(1) 保留獣畜の精密検査件数及び検査結果	35
(2) 伝達性海綿状脳症(TSE)の検査件数	36

#### 2 微生物検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数	37
(2) 検査技術の検証	37

#### 3 病理・寄生虫検査

(1) 保留獣畜の精密検査件数	38
(2) 病理組織学的検査件数	38

#### 4 理化学検査

(1) 残留有害物質モニタリング検査(厚生労働省通知モニタリング検査)	41
(2) 残留抗菌性物質モニタリング検査	42
(3) 保留獣畜の精密検査件数	42
(4) 検査技術の検証	42
(5) GLP	43

## 第3章 研修・調査研究

1 研修及び講習会	47
2 調査研究	49

## 第4章 その他

### 1 と畜場及び食鳥処理場一覧

(1) と畜場	61
(2) 食鳥処理場	61
(3) 認定小規模食鳥処理場	62

### 2 使用料、解体料及び手数料一覧

(1) と畜場の使用料及びとさつ解体料	62
(2) と畜関係手数料	63
(3) 食鳥関係手数料	63
(4) 検査手数料の推移	63

### 3 沖縄県全体のと畜検査統計

(1) と畜場別のと畜検査頭数	64
(2) と畜検査頭数の推移	64
(3) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ禁止又は廃棄したものの原因	65

# 第 1 章 食肉衛生検査所



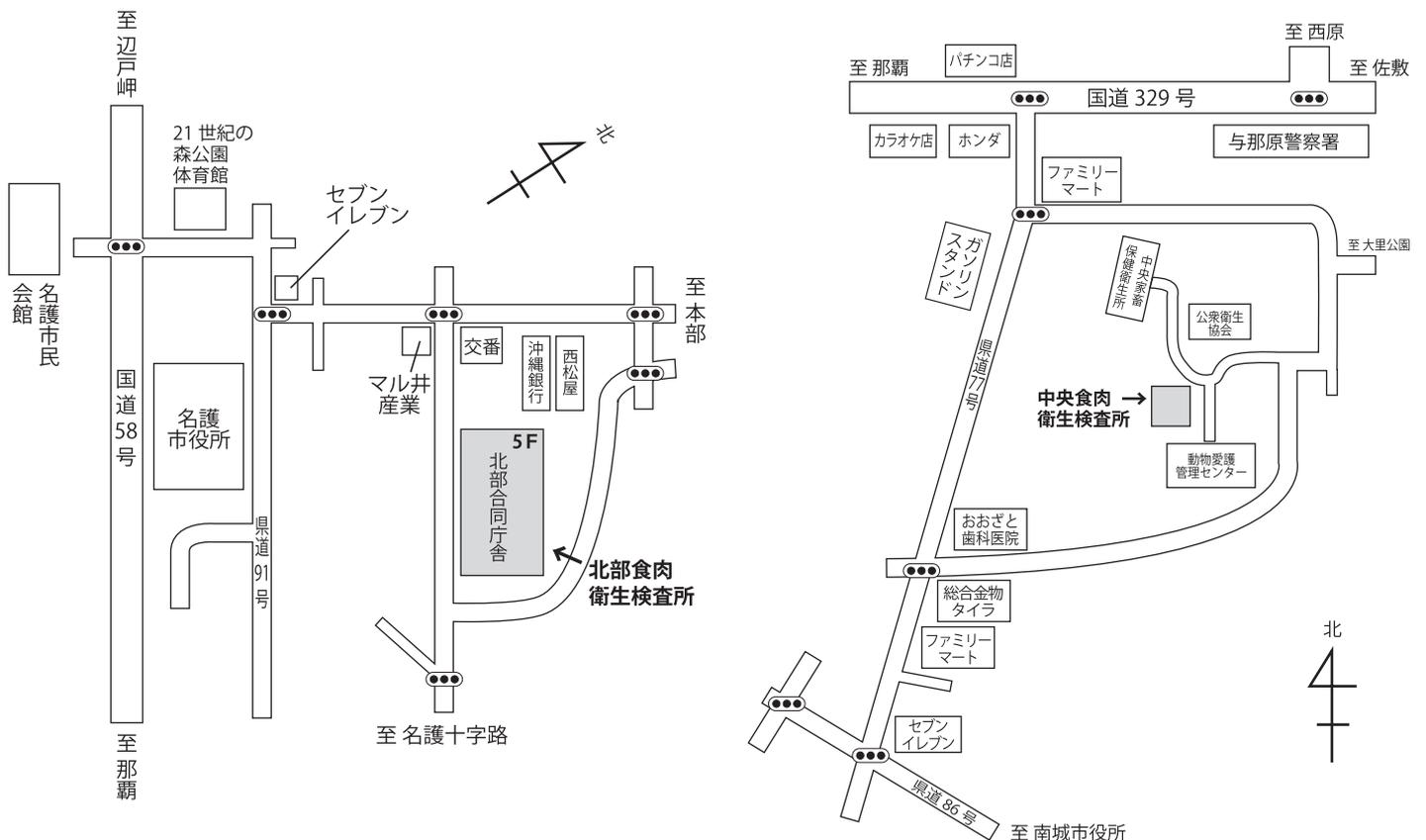
# 1 沿革

昭和 44 年 07 月	と畜場法に基づく食肉衛生行政を琉球政府農林局畜産課から厚生局公衆衛生課に移管
昭和 47 年 07 月	32 ヲ所のと畜場設置者に対しと畜場の構造・設備の改善を勧告
昭和 48 年 05 月	32 ヲ所のと畜場を 12 ヲ所に整理統合
昭和 49 年 04 月	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を那覇市曙に設置し、各保健所(名護・宮古・八重山を除く)で所管していたと畜検査業務を集中統合
昭和 49 年 06 月	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所北部支所を設置
昭和 54 年 03 月	沖縄県食肉衛生検査所を大里村大里 2015 番地に移転
昭和 55 年 04 月	(株)沖縄県南部食肉センターが(株)沖縄県食肉センターへ統合
昭和 57 年 03 月	沖縄県食肉衛生検査所北部支所を名護市字世富慶 923 番地に移転
昭和 60 年 04 月	(株)那覇ミートが(株)沖縄県食肉センターへ統合 沖縄県食肉衛生検査所が 2 課制から 4 課制(検査 1~4 課)となる
昭和 63 年 09 月 30 日	北部食肉センター(株)が廃業し、沖縄県協同食肉(株)として発足
平成 02 年 12 月 04 日	国道 329 号線道路改修のため沖縄県食肉衛生検査所北部支所を名護市名護 1453 番地に移転
平成 04 年 04 月 01 日	食鳥検査が開始され、沖縄食鶏加工(株)、(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センター、中央食品加工(株)、沖縄畜産(株)の 4 食鳥処理場が検査対象施設となる
平成 05 年 07 月 01 日	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが処理羽数の減少のため認定小規模食鳥処理場となる
平成 05 年 10 月 27 日	沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部合同庁舎へ移転
平成 06 年 04 月 01 日	沖縄県行政組織規則により沖縄県食肉衛生検査所を沖縄県中央食肉衛生検査所として、沖縄県食肉衛生検査所北部支所を沖縄県北部食肉衛生検査所として設置、沖縄県北部食肉衛生検査所が 2 課制(検査第 1~2 課)となる
平成 07 年 09 月 29 日	沖縄県協同食肉(株)が廃業し、(株)沖縄県食肉センター名護分工場として発足
平成 09 年 04 月 14 日	沖縄畜産工業(株)がと畜場を廃止し、同月 15 日に中部食肉センター(株)へ統合
平成 09 年 05 月 17 日	沖縄畜産(株)が食鳥処理場を廃止
平成 10 年 04 月 01 日	(株)沖縄県鶏卵食鳥流通センターが食鳥検査対象の食鳥処理場となる
平成 12 年 03 月 31 日	(株)沖縄県食肉センター名護分工場が大動物処理施設を廃止
平成 13 年 03 月 27 日	(株)真玉橋食肉センターが廃業 沖縄県中央食肉衛生検査所が 4 課制から 3 課制となる
平成 13 年 02 月 28 日	(株)沖縄県食肉センター名護分工場が小動物処理施設を廃止
平成 13 年 10 月 18 日	牛海綿状脳症(BSE)全頭検査開始
平成 14 年 04 月 30 日	(株)沖縄県食肉センターが山羊処理施設を廃止
平成 15 年 02 月 12 日	(株)沖縄県食肉センターに新しい牛のとさつ解体処理施設が完成
平成 15 年 04 月 01 日	名護市食肉センターが操業開始 沖縄県中央食肉衛生検査所の検査第 3 課が精密検査課となる
平成 15 年 04 月 30 日	中部食肉センター(株)がと畜場を廃止

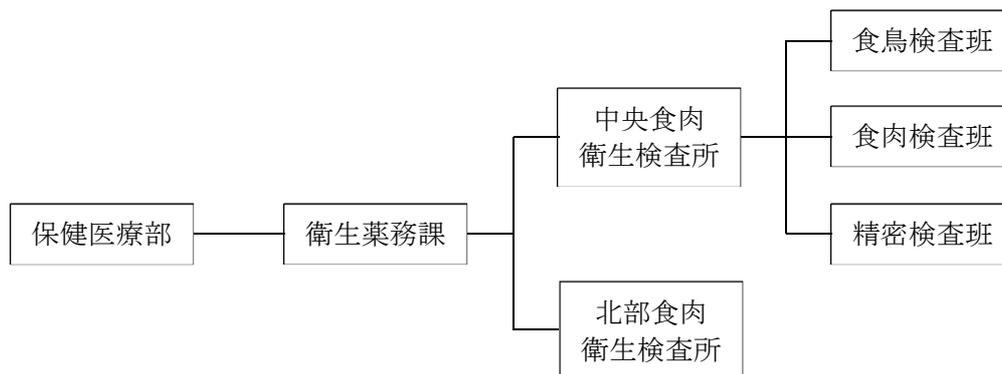
- 平成 17 年 10 月 01 日 山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 全頭検査開始
- 平成 18 年 04 月 01 日 沖縄県行政組織規則により課制を班制とし、沖縄県中央食肉衛生検査所は 3 班、沖縄県北部食肉衛生検査所は班なしとする
- 平成 23 年 05 月 26 日 (株) 沖縄県食肉センターに新しい豚・山羊・めん羊のとさつ解体処理施設が完成
- 平成 25 年 07 月 01 日 牛海綿状脳症 (BSE) 検査対象牛が 48 ヶ月齢超になる
- 平成 26 年 09 月 12 日 沖縄県中央食肉衛生検査所を改築
- 平成 28 年 06 月 01 日 健康山羊の伝達性海綿状脳症 (TSE) 検査の廃止
- 平成 29 年 04 月 01 日 健康牛の牛海綿状脳症 (BSE) 検査の廃止
- 令和 元年 07 月 12 日 沖縄食鶏加工 (株) と (有) 中央食品加工が食鳥処理部門の協業体として沖縄県食鳥処理協業組合を発足させて名護市食鳥処理施設を新築し、同月 16 日から操業開始
- 令和 元年 07 月 20 日 (有) 中央食品加工が食鳥処理場 (名護市許田) を廃止
- 令和 元年 08 月 01 日 沖縄食鶏加工 (株) が食鳥処理場 (豊見城市長堂) を廃止
- 令和 02 年 04 月 01 日 食肉及び食鳥肉の輸出に係る衛生証明書の発行業務を開始
- 令和 03 年 06 月 01 日 と畜場及び食鳥処理場の HACCP に基づく衛生管理が開始される

## 2 食肉衛生検査所・と畜場・食鳥処理場の所在地

- 北部食肉衛生検査所の所管区域
- 中央食肉衛生検査所の所管区域



### 3 組織及び機構



### 4 職員構成 (令和3年4月1日時点)

	中央食肉衛生検査所				北部食肉衛生検査所	
	所長	食鳥検査班	食肉検査班	精密検査班	合計	(班なし)
所長(技術)	1				1	1
副所長(技術)						1
班長(技術)		1	1	1	3	
主幹(技術)			1		1	1
主査(事務)		2			2	1
主任技師(技術)		1	8	2	11	5
主任(技術)		1	3	2	6	5(1)
技師(技術)			2	2	4	2
合計	1	5	15	7	28	16(1)
嘱託職員		2	6		8	7

( )内は育休中職員数(内数)

## 5 沖縄県行政組織規則(抜粋) (令和3年4月1日時点)

### 第3章 出先機関

#### 第5節の2 保健医療部関係出先機関

##### 第5款 食肉衛生検査所

(設置、名称、位置及び所管区域)

第162条 食肉衛生の向上を図るため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
沖縄県 中央食肉衛生検査所	南城市	宜野湾市 浦添市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 南城市 中頭郡 島尻郡 (伊平屋村、 伊是名村及び久米島町を除く。)
沖縄県 北部食肉衛生検査所	名護市	名護市 国頭郡 島尻郡伊平屋村及び伊是名村

(内部組織)

第163条 中央食肉衛生検査所の内部組織は、次のとおりとする。

名 称	内 部 組 織
沖縄県中央食肉衛生検査所	食鳥検査班 食肉検査班 精密検査班

(所掌事務)

第164条 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 獣畜のとさつ及び解体に関する検査並びに食鳥の検査に関すること。
- (2) 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の検査及び試験研究に関すること。
- (3) と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 庶務に関すること。

## 6 沖縄県出先機関の長に対する事務の委任及び 決済に関する規則(抜粋)(令和3年4月1日時点)

(委任)

第3条 知事は、別表第1及び別表第2の所長等の欄に掲げる所長等に委任事項の欄に掲げる事務を委任する。

### 別表第2

#### 食肉衛生検査所長 委任事項

- 1 と畜場法(昭和28年法律第114号)第13条第1項第1号の規定に基づき、とさつの届出を受理すること。
- 2 と畜場法第13条第3項の規定に基づき、とさつ又は解体場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示すること。
- 3 と畜場法第14条第1項から第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)までの規定に基づき、獣畜のとさつ又は解体の検査をすること。
- 4 と畜場法第14条第3項第2号(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、獣畜の皮等の持ち出しを許可すること。
- 5 と畜場法第16条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 6 と畜場法第17条第1項の規定に基づき、必要な報告をさせ、又は措置の実施状況について立入検査をさせること。
- 7 と畜場法第18条第1項の規定に基づき、とさつ若しくは解体の業務の停止を命じ、又はとさつ若しくは解体を禁止すること。
- 8 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第4条第2号の規定に基づき、とさつを許可すること。
- 9 食鳥処理法第9条の規定に基づき、食鳥処理場の整備改善、当該食鳥処理場の全部若しくは一部の使用の禁止又は当該食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 10 食鳥処理法第12条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者届又は食鳥処理衛生管理者変更届を受理すること。
- 11 食鳥処理法第13条の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 12 食鳥処理法第15条第1項の規定に基づき、食鳥の生体検査を行うこと。
- 13 食鳥処理法第15条第2項の規定に基づき、食鳥の脱羽後検査を行うこと。
- 14 食鳥処理法第15条第3項の規定に基づき、食鳥の内臓摘出後検査を行うこと。
- 15 食鳥処理法第16条第6項の規定に基づき、食鳥処理衛生管理者の解任を命ずること。
- 16 食鳥処理法第16条第7項の規定に基づき、確認状況報告を受理すること。
- 17 食鳥処理法第16条第9項の規定に基づき、認定小規模食鳥処理業者に対し、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 18 食鳥処理法第17条第4号の規定に基づき、届出食肉販売業届を受理すること。
- 19 食鳥処理法第20条の規定に基づき、公衆衛生上必要な措置をとること。
- 20 食鳥処理法第37条第1項の規定に基づき、食鳥処理業者等から業務の状況に関し報告を

徴収すること。

- 21 食鳥処理法第 38 条第 1 項の規定に基づき、食鳥処理場等の施設に立ち入り、設備等を検査し、関係者に質問し、食鳥とたい等の一部を収去すること。
- 22 食品衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づき、営業を行う者その他の関係者から必要な報告を求め、又は営業の場所等について臨検検査させ、又は食品等を収去させること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 23 食品衛生法第 30 条第 2 項の規定に基づき、営業の施設等について監視指導を行わせること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 24 食品衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の廃棄を命ずること（と畜場内における食肉及び食鳥処理場内における食鳥肉に係るものに限る。）。
- 25 食品衛生法第 59 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物、器具又は容器包装の食品衛生上の危害を防止するための必要な処置（廃棄を除く。）をとることを命ずること（と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの附属施設内における食肉及び食鳥肉に係るものに限る。）。
- 26 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 15 条第 2 項の規定に基づき、食品に係る輸出証明書（と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る衛生証明書に限る。）を発行すること。
- 27 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づき、と畜場及びその附属施設において製造され、又は加工された食肉並びに食鳥処理場及びその附属施設において製造され、又は加工された食鳥肉に係る衛生証明書の発行を受けた者等に対し、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に事業所等に立ち入り、物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること。

## 7 事務分掌(令和3年4月1日時点)

### (1) 中央食肉衛生検査所

#### 食鳥検査班

- 1 庶務、会計及び職員の福利に関すること。
- 2 庁舎管理及び財産(物品)に関すること。
- 3 と畜検査及び食鳥検査業務の企画調整に関すること。
- 4 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 5 と畜検査及び食鳥検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 6 食鳥処理場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 7 食鳥処理場の変更届等の事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 10 その他、他班に属さない事務に関すること。

#### 食肉検査班

- 1 獣畜のとさつ又は解体に関する検査に関すること。
- 2 と畜場並びにその附属施設の衛生保持の指導監督に関すること。
- 3 人獣共通伝染病の調査に関すること。
- 4 食肉衛生に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
- 7 と畜場の変更届等事務に関すること。
- 8 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 9 その他、班の業務に関すること。

#### 精密検査班

- 1 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の精密検査に関すること。
- 2 獣畜及び食鳥の肉、内臓等の試験研究に関すること。
- 3 と畜検査の衛生統計、情報処理、事業文書処理に関すること。
- 4 試験検査の精度管理に関すること。
- 5 衛生指導教育に関すること。
- 6 食肉衛生に関すること。
- 7 獣畜のとさつ又は解体に関する検査及び食鳥の検査に関すること。
- 8 伝達性海綿状脳症(TSE(牛海綿状脳症 BSE))の検査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- 10 その他、班の業務に関すること。

## (2) 北部食肉衛生検査所

### 食鳥検査

- 1 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 15 条に基づく食鳥の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 認定小規模食鳥処理場の立入検査及び衛生指導。
- 6 食鳥処理場の衛生管理指導及び従業員への衛生教育。
- 7 食品衛生法第 28 条に基づく食鳥肉の収去検査。
- 8 食鳥処理場の変更届等の審査等に関すること。
- 9 食鳥検査にかかる事務処理(処分命令書の交付、病歴等のデータベース策定等)。

### と畜検査

- 1 と畜場法第 14 条に基づき、と畜場で実施する獣畜のとさつ及び解体時の検査。
- 2 疾病名確定のための微生物検査。
- 3 疾病名確定のための理化学検査。
- 4 疾病名確定のための病理学検査。
- 5 伝達性海綿状脳症(TSE)検査に関すること。
- 6 食品衛生法第 28 条に基づく食肉の収去検査。
- 7 と畜場の施設管理指導及び従業員への衛生教育。
- 8 と畜場の変更届等の審査に関すること。
- 9 関係機関及び関係団体等との連絡調整に関すること。
- 10 と畜検査にかかる事務処理(措置命令書の交付、病歴等のデータベース策定等)。

### 精密検査

- 1 上記食鳥検査及びと畜検査の 2、3、4 の検査に係る補助業務(培地作成、測定機器の整備等)。
- 2 と畜検査及び食鳥検査の技術研修に関すること。
- 3 検査に関連する疾病の調査研究に関すること。
- 4 危機管理(高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等)対応に関すること。
- 5 関係機関(農林水産部局、国等)との連絡調整に関すること。

## 8 歳入・歳出

### (1) 歳入

(円)

費目	機関	前年度決算額	決算額	内 訳 (頭 又は 羽)				
と畜検査 手数料	中央	61,976,700	62,638,800	牛	とく・こま	馬	豚	山羊・めん羊
	北部	33,257,300	32,359,300	1,964	1	26	203,901	1,371
	計	95,234,000	94,998,100	30	0	0	107,253	827
食鳥検査 手数料	中央	1,689,865	1,716,279	平日(3円/羽)		時間外・休日(4円/羽)		
	北部	11,902,570	12,162,067	413,337		119,067		
	計	13,592,435	13,878,346	2,623,169		1,073,140		
証明書発行 手数料	中央	7,200	4,800	400円×12件				
合計		108,833,635	108,881,246					

### (2) 歳出

(円)

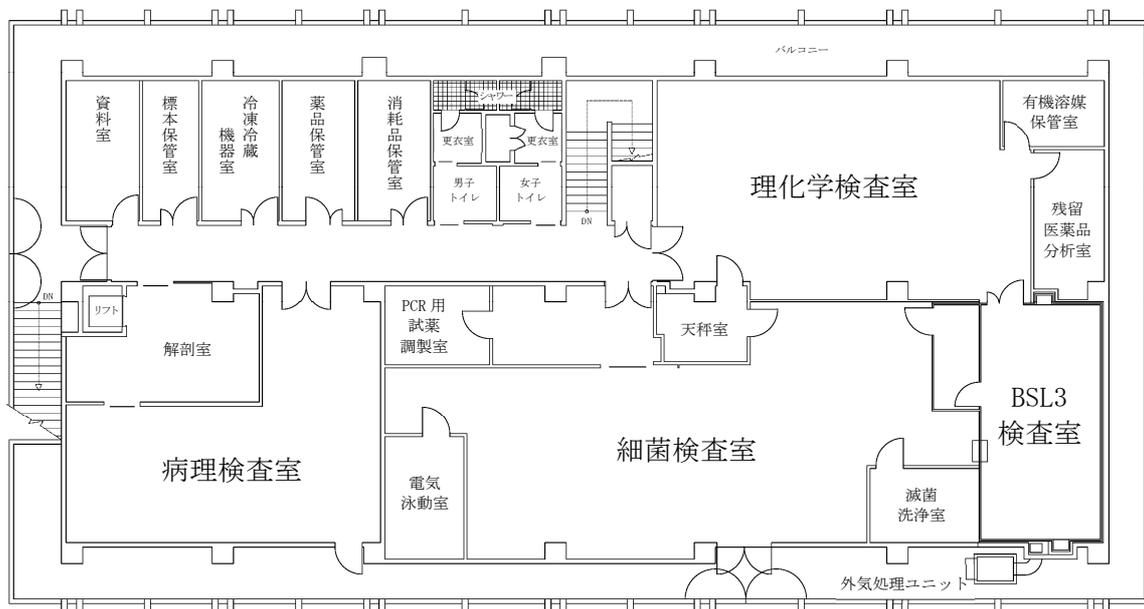
費目 (食品衛生指導費※)	中央食肉衛生検査所		北部食肉衛生検査所	
	令達予算額	決算額	令達予算額	決算額
報酬	14,572,000	14,448,470	13,895,000	13,894,200
共済費	1,526,000	1,287,577	2,441,000	1,072,874
旅費	4,112,000	2,518,300	3,182,000	2,106,670
需用費	14,352,000	13,878,483	4,894,000	3,803,949
役務費	6,003,000	5,743,205	4,613,000	3,896,393
委託料	4,958,000	4,926,140	343,000	180,543
使用料及び賃借料	4,834,000	4,699,589	2,528,000	2,482,114
備品購入費	1,863,000	1,678,611	3,352,000	3,068,351
負担金、補助及び交付金	199,000	109,520	90,000	69,380
公課費	25,000	24,600	38,000	37,800
合計	52,444,000	49,314,495	35,376,000	30,612,274

※給料、職員手当等及び正職員の共済費は除く

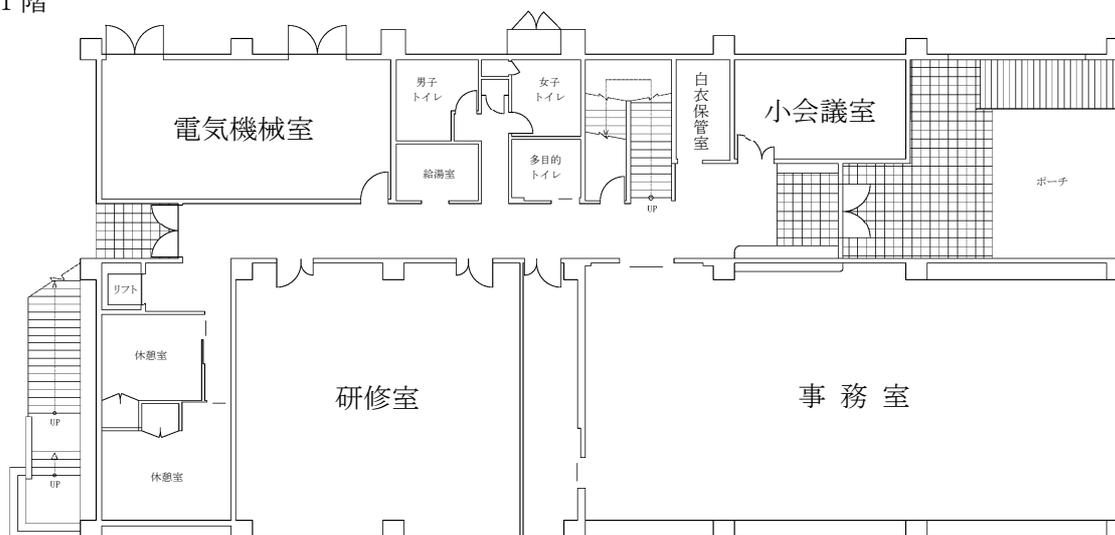
## 9 食肉衛生検査所庁舎の平面図

### (1) 中央食肉衛生検査所

#### 2階

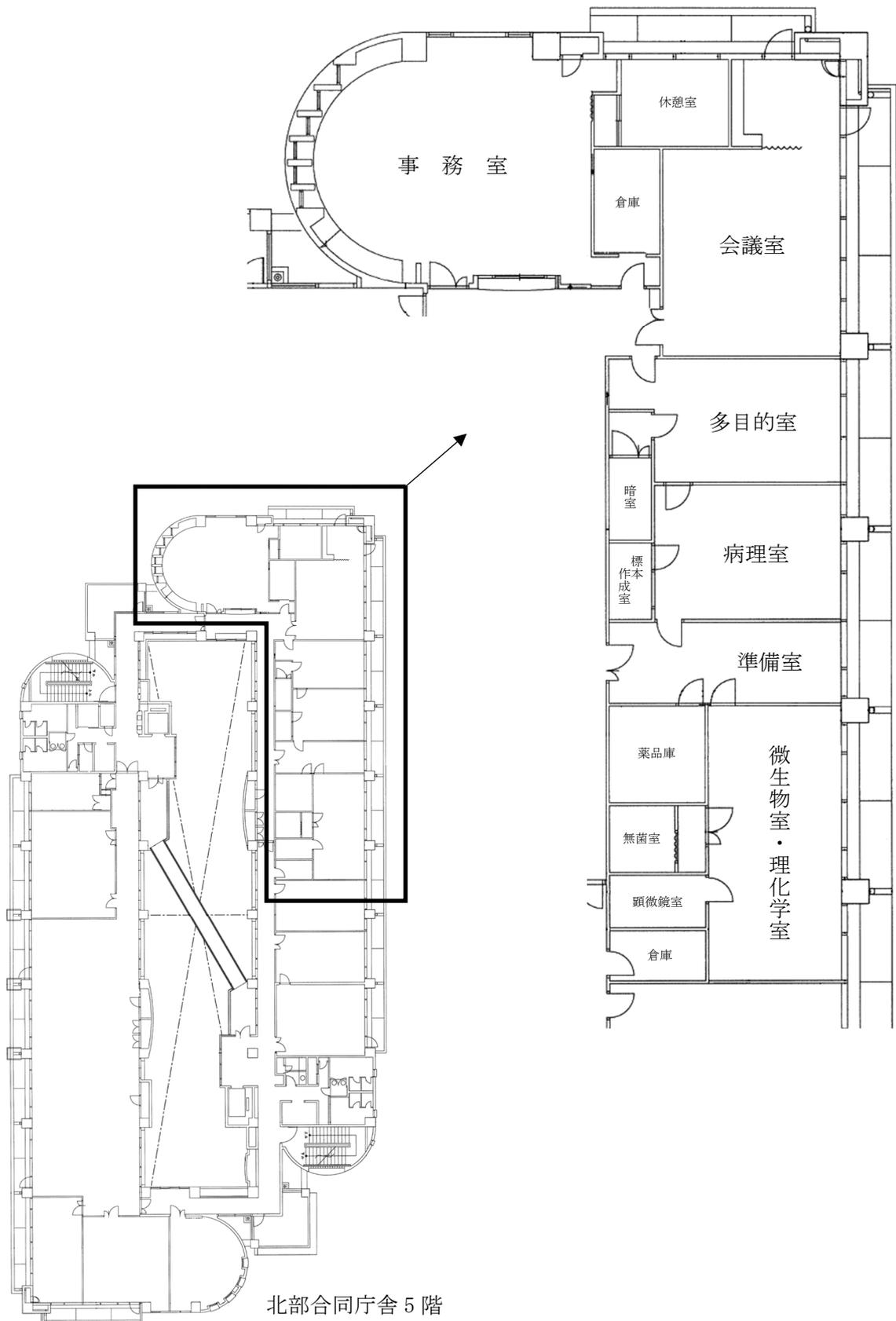


#### 1階



構造	鉄筋コンクリート造・2階建
総工費	449,526,660円
敷地面積	2,463 m <sup>2</sup>
延床面積	1,018 m <sup>2</sup>
1階	479 m <sup>2</sup>
2階	539 m <sup>2</sup>

(2) 北部食肉衛生検査所



# 10 主な検査機械器具(備品)

## (1) 中央食肉衛生検査所

### 微生物関係・TSE 関係

No.	品名	数量
1	遠心分離機	1
2	光学顕微鏡	1
3	ディスカッション顕微鏡	1
4	製氷機	1
5	電気低温乾燥機	1
6	ウォーターバス	1
7	電気冷蔵庫	7
8	ディープフリーザー	1
9	電子天秤	5
10	サーマルサイクラー	2
11	電気泳動装置	4
12	ゲル撮影装置	1
13	冷却遠心機	3
14	マイクロ遠心機(卓上)	8
15	クリーンベンチ	1
16	インキュベーター	10

No.	品名	数量
17	フリーザー	5
18	ストマッカー	3
19	高圧蒸気滅菌器	5
20	バイオハザード対策用セーフティキャビネット	2
21	純水製造装置	1
22	菌液調整用濁度計	1
23	振とう恒温槽	1
24	超音波洗浄機	1
25	低湿保管庫	1
26	ヒートブロック	4
27	マイクロプレートリーダー	1
28	マイクロプレートウォッシャー	1
29	多検体細胞破碎機マルチビーズショッカー	1
30	リアルタイム PCR 装置	1
31	ビーズ式破碎装置	1
32	生物顕微鏡デジタルカメラシステム	1

### 病理関係

No.	品名	数量
1	蛍光装置	2
2	光学顕微鏡	2
3	ディスカッション顕微鏡	1
4	実体顕微鏡	1
5	透過性ノマルスキー型微分干渉顕微鏡	1
6	顕微鏡用デジタルカメラ	1
7	SL 写真撮影装置	1
8	完全密閉式包埋装置	1
9	パラフィン包埋ブロック作成装置	1
10	臓器用写真撮影装置(一眼レフ)	1

No.	品名	数量
11	パラフィン溶融器	1
12	パラフィン伸展器	2
13	ロータリーマイクロトーム	2
14	組織固定用振とう器	1
15	ドラフトチャンバー	1
16	ラミナーテーブル	1
17	薬用保冷库	1
18	ドライキャビネット	2
19	電子天秤	1

### 理化学関係

No.	品名	数量
1	感熱滅菌器	1
2	赤外線水分計	1
3	ホモジナイザー	3
4	アスピレーター	2
5	ウォーターバス	3
6	電子天秤	2
7	生化学検査機器 スポットケム	1
8	高速液体クロマトグラフ	1
9	恒温振とう培養器	1
10	血球分類計算機	1
11	インキュベーター	4
12	フリーザー	2
13	超音波洗浄機	2
14	超音波ビベット洗浄機	1

No.	品名	数量
15	バーチカルシェーカー	1
16	ロータリーエバポレーター	3
17	マイクロチューブポンプ	1
18	冷却水循環装置	3
19	ヴァックエルートVシステム	1
20	ドラフトチャンバー	1
21	遠心分離機	1
22	ヘマトクリット遠心機	1
23	pH メーター	1
24	デシケーター	1
25	電気冷蔵庫	2
26	ディープフリーザー	1
27	ダイヤフラム真空ポンプ	3

## (2) 北部食肉衛生検査所

## 微生物関係

No.	品名	数量
1	顕微鏡	3
2	実体顕微鏡	2
3	恒温培養器	8
4	恒温槽	3
5	コロニーカウンター	2
6	遠心分離機	4
7	クリーンベンチ	1
8	ゲル撮影装置	2
9	菌液調整用濁度計	1
10	サーマルサイクラー	2
11	電気泳動槽	3
12	自動細菌同定装置	1

No.	品名	数量
13	高圧蒸気滅菌器	2
14	電子天秤	2
15	混合器	6
16	真空ポンプ	1
17	試料採取・計量器	4
18	冷凍・冷蔵庫	3
19	オートウォッシャー	1
20	振とう器	1
21	食品検査器	2
22	デシケーター	1
23	かくはん機	2
24	蛍光顕微鏡	1

## 病理関係

No.	品名	数量
1	顕微鏡	1
2	ディスカッション顕微鏡	1
3	蛍光顕微鏡	2
4	顕微鏡写真撮影装置	2
5	顕微鏡用デジタルカメラコントローラー	1
6	冷光照明システム	1
7	包埋装置	2
8	パラフィン溶融器	2
9	パラフィンブロック作成装置	1
10	パラフィン伸展器	3

No.	品名	数量
11	簿切器	2
12	かくはん機	2
13	換気装置	2
14	臓器写真撮影装置	2
15	マルチディスカッション顕微鏡	1
16	冷蔵庫	1
17	一眼レフカメラ及びDXフォーマット用レンズ	2
18	振とう器	1
19	対物レンズ	2

## 理化学関係

No.	品名	数量
1	血液化学自動分析機	1
2	遠心分離機	1
3	全自動血球計数器	1
4	恒温培養器	1
5	pH計	2
6	かくはん機	1
7	標準比重計	1

No.	品名	数量
8	ホモジナイザー	1
9	冷蔵・冷凍庫	3
10	フリーザー	1
11	ピペット洗浄機	1
12	超音波洗浄器	1
13	測定用記録装置	1
14	水銀ゼロ棒状標準温度計	1

## 共用

No.	品名	数量
1	デジタルカメラ	3
2	写真機	2
3	製氷機	1
4	純水製造装置	1

No.	品名	数量
5	破水器	1
6	フリーザー	1
7	デシケーター	2

## 第 2 章 検査業務



# I と畜検査業務

## 1 概要

### (1) と畜検査頭数

令和3年度の中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所における全検査頭数は315,388頭(前年度比0.2%減)であり、内訳は牛2,010頭(0.2%増)、馬26頭(18.2%増)、豚311,154頭(0.3%減)、めん羊2頭(前年度0頭)、山羊2,196頭(3.5%増)であった。

病畜は648頭(全検査頭数の0.2%)であり、内訳は牛169頭、馬0頭、豚456頭、めん羊0頭、山羊23頭であった。

### (2) と畜検査結果に基づく措置

#### ① とさつ禁止

とさつ禁止頭数は4頭(前年度5頭)であり、内訳は牛0頭、馬0頭、豚4頭、めん羊0頭、山羊0頭であった。

#### ② 全部廃棄

全部廃棄頭数は133頭(前年度204頭)であり、内訳は牛21頭、馬0頭、豚109頭、めん羊0頭、山羊3頭であった。

#### ③ 一部廃棄

一部廃棄実頭数は247,032頭であり、内訳は牛1,388頭、馬10頭、豚244,481頭、めん羊1頭、山羊1,152頭であった。

### (3) と畜場の衛生指導・衛生教育

と畜場のHACCPによる衛生管理について外部検証機関として記録検査(月1回)、現場検査(毎日)及び微生物検査(月1回)を行い、加えて沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき施設の構造設備基準の監視(月1回)を行った。

また、沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領に基づき8月を食肉衛生月間と位置づけ、食肉運搬車両の衛生指導、と畜業者等への衛生講習会及びと畜場付属の食肉処理業施設の監視指導を行った。

### (4) と畜検査データの還元

疾病発生予防のため、申請があった生産者等や家畜保健衛生所にと畜検査結果を提供した。

## 2 検査統計

### (1) と畜検査頭数 及び 獣畜のとさつ禁止又は廃棄したもの の原因

中央食肉衛生検査所

	と畜検査頭数 (とさつ頭数)	処分内容	処分実頭数	細菌病					原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合計	
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	ヨーネ病	豚赤痢	トキソプラズマ症	その他	ジストマ病	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染		変性又は萎縮
合計	207,278* (207,200)	禁止	3	2															1	3	
		全部廃棄	98	3	10			1	15	2		19	28		2	2			1	15	98
		一部廃棄	151,947			4					24	218			470	33	146,114	6,465	9,775	163,103	
牛	1,979* (1,974)	禁止	0																		
		全部廃棄	19									1	4		1					13	19
		一部廃棄	1,362			4					23	69			58	1	1,056	239	543	1,993	
とく	1 (1)	禁止	0																		
		全部廃棄	0																		
		一部廃棄	1														1			1	
馬	26 (26)	禁止	0																		
		全部廃棄	0																		
		一部廃棄	10														10	2	2	14	
豚	203,901* (203,828)	禁止	3	2															1	3	
		全部廃棄	76	3	10			1	15	2		17	24			2			2	76	
		一部廃棄	149,895								3				402	32	144,550	6,212	9,029	160,228	
山羊	1,371 (1,371)	禁止	0																		
		全部廃棄	3									1			1				1	3	
		一部廃棄	679								1	146			10		497	12	201	867	

\* 生体検査後に死亡した牛5頭、豚70頭を含む(内、豚62頭は機械故障によるとさつ後自主廃棄)

北部食肉衛生検査所

	と畜検査頭数 (とさつ頭数)	処分内容	処分実頭数	細菌病					原虫病		寄生虫病		その他の疾病							合計	
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	ヨーネ病	豚赤痢	トキソプラズマ症	その他	のう虫	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	炎症又は炎症産物による汚染		変性又は萎縮
合計	108,110* (108,105)	禁止	1																1	1	
		全部廃棄	35	3	8				4			8	8	1		1				2	35
		一部廃棄	95,085								1	178			63	44	93,197	6,859	7,255	107,597	
牛	30 (30)	禁止	0																		
		全部廃棄	2																	2	2
		一部廃棄	25									6			1		23	2	11	43	
とく	0 (0)	禁止	0																		
		全部廃棄	0																		
		一部廃棄	0																		
豚	107,253* (107,249)	禁止	1																1	1	
		全部廃棄	33	3	8				4			8	8	1		1				33	
		一部廃棄	94,586									22			57	43	92,841	6,846	7,042	106,851	
めん羊	2 (2)	禁止	0																		
		全部廃棄	0																		
		一部廃棄	1														1		1	2	
山羊	825* (824)	禁止	0																		
		全部廃棄	0																		
		一部廃棄	473									1	150			5	1	332	11	201	701

\* 生体検査後に死亡した豚3頭、山羊1頭を含む

## (2) 月別と畜検査頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	計	26,364	23,474	23,509	26,255	26,985	24,996	25,545	26,906	30,190	26,920	25,659	28,585	315,388
	牛	164	152	146	161	178	133	206	196	180	192	142	160	2,010
	馬	3	2	2	1	3	1	2	1	4	4	3		26
	豚	25,976	23,206	23,208	25,925	26,626	24,704	25,123	26,494	29,749	26,574	25,377	28,192	311,154
	めん羊										2			2
	山羊	221	114	153	168	178	158	214	215	257	148	137	233	2,196
中央食肉衛生検査所	計	16,739	15,336	14,990	17,502	18,019	16,103	16,617	17,363	20,276	17,849	17,513	18,971	207,278
	牛 <sup>2),3)</sup>	160	147	143	158	176	132	200	196	177	192	141	158	1,980
	馬	3	2	2	1	3	1	2	1	4	4	3		26
	豚 <sup>3)</sup>	16,452	15,127	14,752	17,236	17,728	15,865	16,279	17,029	19,940	17,550	17,272	18,671	203,901
	山羊	124	60	93	107	112	105	136	137	155	103	97	142	1,371
<sup>1)</sup> 北部食肉衛生検査所	計	9,625	8,138	8,519	8,753	8,966	8,893	8,928	9,543	9,914	9,071	8,146	9,614	108,110
	牛	4	5	3	3	2	1	6		3		1	2	30
	豚 <sup>4)</sup>	9,524	8,079	8,456	8,689	8,898	8,839	8,844	9,465	9,809	9,024	8,105	9,521	107,253
	めん羊										2			2
	山羊 <sup>5)</sup>	97	54	60	61	66	53	78	78	102	45	40	91	825

- 1) 北部は馬の取り扱いなし
- 2) とく1頭を含む
- 3) 生体検査後に死亡した牛5頭、豚70頭を含む  
(うち、豚62頭は機械故障によるとさつ後自主廃棄)
- 4) 生体検査後に死亡した豚3頭を含む
- 5) 生体検査後に死亡した山羊1頭を含む

## (3) 月別とさつ禁止頭数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	豚丹毒(蕁麻疹型)											2		2
	熱性諸症		1			1								2
中央食肉衛生検査所	豚丹毒(蕁麻疹型)											2		2
	熱性諸症		1											1
北部食肉衛生検査所	熱性諸症					1								1

(4) 月別全部廃棄頭数

中央食肉衛生検査所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合	計	11	7	4	6	9	7	11	9	5	13	7	9	98
豚	丹毒					1						2		3
	(蕁麻疹型)											2		2
	(関節炎型)					1								1
	(心内膜炎型)													
サルモネラ症	豚				1	2	1	2	1	1			2	10
豚赤痢	豚					1								1
トキソプラズマ症	豚	4	2		2	2	2	2	1					15
住肉胞子虫症	豚	1					1							2
膿毒症	牛					1								1
	豚	1	1	2				1	3	1	6	1	1	17
	山羊					1								1
敗血症	牛	1						1		1			1	4
	豚	2	1	2	2	1	3	4		1	4	3	1	24
水腫(高度)	牛				1									1
	山羊								1					1
悪性黒色腫	豚								1				1	2
変性	山羊									1				1
白血病	豚		1									1		2
牛伝染性リンパ腫	牛	2	2					1	2		3		3	13

北部食肉衛生検査所

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合	計	4	2	3	4	4	1	4	2	4	2		5	35
豚	丹毒		1			1		1						3
	(蕁麻疹型)							1						1
	(関節炎型)		1			1								2
	(心内膜炎型)													
サルモネラ症	豚			1	1	3	1	1					1	8
トキソプラズマ症	豚			1	1								2	4
住肉胞子虫症	豚													
膿毒症	豚	2		1				2		1	2			8
敗血症(抗酸菌)	豚													
敗血症	豚				1				2	3			2	8
黄疸(高度)	豚		1											1
悪性黒色腫	豚	1												1
牛伝染性リンパ腫	牛	1			1									2

(5) 畜種別の一部廃棄数

中央食肉衛生検査所

	牛	馬	豚	山羊	
<b>呼吸器系</b>	<b>572</b>	<b>4</b>	<b>89,682</b>	<b>180</b>	
肺	MPS型肺炎		28,993		
	APP型肺炎		1,934	1	
	胸膜炎型肺炎	303		27,072	49
	膿瘍型肺炎	38	2	5,851	12
	その他型肺炎	207	2	25,812	116
	肺気腫	23			
	肺水腫	1		20	2
<b>循環器系</b>	<b>82</b>		<b>19,703</b>	<b>85</b>	
心	心外膜炎	65		19,119	74
	心内膜炎			73	
	心膿瘍	5		4	
	心筋炎	5		13	1
	心筋の変性			10	
脾	脾炎	3		193	2
	脾膿瘍			2	1
	脾腫	1		61	1
リンパ	脾うっ血	2		162	1
	内臓リンパ節膿瘍	1		12	1
<b>消化器系</b>	<b>867</b>	<b>7</b>	<b>116,855</b>	<b>367</b>	
舌	舌膿瘍	5			
	舌放線菌病	1			
胃	胃炎	20	1	40	17
腸	小腸炎	21		1,084	19
	大腸炎	65	1	8,357	28
	豚赤痢様腸炎			1,510	
	腹膜炎	4		6,670	4
	腹腔膿瘍	6		53	3
	腸気泡症			19	
	PIA症候群			5	
	腸の点状出血	1			150
膵	膵水腫	1		59	
肝	間質性肝炎	4		41,415	2
	包膜炎型肝炎	124	2	22,794	50
	膿瘍型肝炎	72		77	14
	肝硬変型肝炎	4		178	1
	胆管炎型肝炎	24		5	1
	寄生虫性肝炎	2		10,662	1
	その他の肝炎	183	2	15,897	67
	鋸屑肝	74			
	胆石症	1			
	肝富脈斑	178			
	脂肪肝	30	1	2,684	2
	肝の変性	2		3,094	3
	混濁肝			1,466	
	肝出血	45		786	5
	<b>その他</b>	<b>183</b>	<b>1</b>	<b>105</b>	<b>3</b>
抗酸菌症(リンパ節限局型)			105		
脂肪壊死	183	1		3	

	牛	馬	豚	山羊	
<b>泌尿生殖器系</b>	<b>403</b>	<b>5</b>	<b>6,488</b>	<b>210</b>	
腎	出血型腎炎	29		312	7
	膿瘍型腎炎	5		24	2
	硬化型腎炎			49	
	ターキーエッグ型腎炎			31	
	腎盂腎炎型腎炎			18	2
	その他型腎炎	258	3	1,136	167
	腎盂拡張	2		567	1
	嚢胞腎	100	2	3,808	6
	腎結石	4		1	7
	腎梗塞			254	15
生殖器	萎縮腎	1		283	
	精巣の炎症・膿瘍			1	1
	子宮の炎症	3		2	
乳房	卵巣嚢腫			2	
乳房炎	1			2	
<b>運動器</b>	<b>372</b>		<b>9,143</b>	<b>103</b>	
耳	耳介異常			2,900	
	筋肉膿瘍	19		361	13
	筋出血	51		108	7
	筋肉変性	31		72	2
	筋肉水腫	14		33	2
	メラノーシス	1		65	
	横隔膜炎	73			21
	横隔膜膿瘍	35			1
	横隔膜水腫	1			
	筋肉の炎症	6		63	2
骨	骨膿瘍	11		98	1
	関節炎	7		365	8
	骨折	2		42	3
	放線菌病	3			
	骨の変性				1
	脱臼			1	
	皮下出血	59		1,752	5
	皮下膿瘍	13		2,450	30
皮膚	皮膚炎			44	
	皮下水腫	45		290	6
	滑膜嚢腫			487	
	皮膚の変性	1		12	1
<b>寄生虫病・原虫病</b>	<b>92</b>		<b>3</b>	<b>147</b>	
肝蛭症	23			1	
膵蛭症	66			125	
毛包虫症				20	
肺虫症			3		
腸結節虫症	3				
囊虫症				1	
<b>腫瘍</b>	<b>1</b>		<b>32</b>		
黒色腫			9		
腎臓の腫瘍			14		
その他	1		9		

	牛	馬	豚	山羊
<b>合計</b>	<b>2,572</b>	<b>17</b>	<b>242,011</b>	<b>1,095</b>
(実頭数)	1,363	10	149,895	679

北部食肉衛生検査所

		牛	豚	めん羊	山羊
<b>呼吸器系</b>		<b>4</b>	<b>64,292</b>		<b>144</b>
肺	MPS型肺炎		17,835		
	APP型肺炎		519		
	胸膜炎型肺炎	3	14,780		44
	膿瘍型肺炎	1	890		3
	その他型肺炎		30,240		97
	肺気腫		17		
	肺水腫		11		
<b>循環器系</b>		<b>2</b>	<b>10,509</b>		<b>25</b>
心	心外膜炎		10,379		19
	心内膜炎		1		1
	心膿瘍		4		
	心筋炎		1		
	心筋の変性		5		1
脾	脾炎	1	54		1
	脾膿瘍		2		
	脾腫	1	8		
	脾うっ血		31		
リンパ	躯幹リンパ節膿瘍		5		1
	内臓リンパ節膿瘍		19		2
<b>消化器系</b>		<b>41</b>	<b>99,851</b>	<b>3</b>	<b>377</b>
胃	胃炎	2	49	1	20
腸	小腸炎	10	768		30
	大腸炎	14	22,615	1	16
	豚赤痢様腸炎		838		
	腹膜炎		10,349		1
	腹腔膿瘍		41		
	腸気泡症		15		
	PIA症候群		6		
	腸の点状出血			1	179
	膵	膵水腫	1	41	
肝	間質性肝炎		24,195		8
	包膜炎型肝炎	1	9,427		19
	膿瘍型肝炎	2	41		17
	肝硬変型肝炎		48		
	胆管炎型肝炎		1		2
	寄生虫性肝炎		11,429		
	その他の肝炎	7	12,576		73
	鋸屑肝	1			
	肝富脈斑	2			
	脂肪肝		1,102		
	肝の変性		5,673		3
	混濁肝		607		
	肝出血	1	30		7
	<b>その他</b>		<b>2</b>	<b>111</b>	
抗酸菌症(リンパ節限局型)			111		
脂肪壊死		2			2

		牛	豚	めん羊	山羊
<b>泌尿生殖器系</b>		<b>14</b>	<b>19,193</b>		<b>115</b>
腎	出血型腎炎		188		2
	膿瘍型腎炎		28		
	硬化型腎炎		173		
	ターキーエッグ型腎炎		20		
	腎盂腎炎型腎炎		20		
	その他型腎炎	8	12,580		92
	腎盂拡張		158		
	嚢胞腎	5	5,533		
	腎結石				4
	腎梗塞		444		8
生殖器	萎縮腎		45		
	精巣の炎症・膿瘍				4
	子宮蓄膿症		3		1
	子宮の炎症	1			3
乳房	卵巣嚢腫		1		
	乳房炎				1
<b>運動器</b>		<b>4</b>	<b>4,116</b>		<b>76</b>
耳	耳介異常		1,953		
	筋肉膿瘍	1	685		15
	筋出血		51		
	筋肉変性		18		2
	筋肉水腫		2		3
	メラノージス		8		
	横隔膜炎	2			20
骨	横隔膜膿瘍				2
	骨膿瘍		102		1
	関節炎		71		3
	骨折		10		1
皮膚	皮下出血	1	137		2
	皮下膿瘍		1,038		14
	皮膚炎		2		5
	その他		39		8
<b>寄生虫病・原虫病</b>		<b>6</b>	<b>22</b>		<b>151</b>
膝経症		4			106
毛包虫症					43
その他		2	22		2
<b>腫瘍</b>			<b>43</b>		<b>1</b>
黒色腫			35		
その他			8		1
		牛	豚	めん羊	山羊
<b>合計</b>		<b>73</b>	<b>198,137</b>	<b>3</b>	<b>891</b>
(実頭数)		25	94,586	1	473

(6) 病畜の疾病内訳頭数

中央食肉衛生検査所

		牛		とく	豚	山羊	計
		和牛	乳牛				
合 計		64	103	1	204	4	376
呼 吸 器 系	肺炎	1					1
消 化 器 系	第4胃変位		3				3
	急性鼓張症	1					1
	肝炎	1					1
泌 尿 器 系	尿石症	1					1
生 殖 器 系	子宮捻転	1					1
	乳房炎		1			1	2
神 經 系	腰痠	3					3
	神経麻痺	1	9				10
運 動 器 系	関節周囲炎		4				4
	関節炎	6	16				22
	脱臼	8	20				28
	起立困難				39	1	40
	起立不能				162	1	163
	産後起立不能	1	1				2
	褥瘡		1				1
	創傷	1					1
	筋炎	5	1				6
	筋断裂	22	33				55
	筋損傷		1				1
	蹄病		3				3
	骨折	3	1				4
そ の 他	膿瘍		1				1
	難産	1					1
	脂肪壊死	6					6
	ケトン症		1				1
	その他	2	7	1	3	1	14

北部食肉衛生検査所

		牛	豚	山羊	計
		和牛			
合 計		1	252	19	272
消 化 器 系	胃炎	1			1
生 殖 器 系	子宮脱		1		1
運 動 器 系	関節炎		9		9
	起立困難		25		25
	起立不能		64	18	82
	跛行		21	1	22
	創傷		2		2
	骨折		1		1
そ の 他	膿瘍		112		112
	尾咬傷		8		8
	その他		9		9

(7) と畜検査頭数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
合 計	計	351,619	333,666	311,858	312,963	317,637	331,751	339,873	322,039	316,166	315,388
	牛	2,295	2,700	2,324	1,936	1,958	2,103	2,184	2,210	2,004	2,009
	とく		1	1	2	1	1			2	1
	馬	50	46	34	20	25	21	21	23	22	26
	豚	347,903	329,403	308,057	309,684	314,243	328,008	335,674	317,399	312,016	311,154
	めん羊	2		1	1		2		1		2
	山羊	1,369	1,516	1,441	1,320	1,410	1,616	1,994	2,406	2,122	2,196
中央食肉衛生検査所	計	230,367	220,265	208,283	198,976	201,480	210,242	220,352	209,430	205,071	207,278
	牛	2,190	2,602	2,248	1,888	1,921	2,059	2,138	2,153	1,967	1,979
	とく		1	1	2	1	1			1	1
	馬	50	46	34	20	25	21	21	23	22	26
	豚	227,431	216,824	205,277	196,287	198,710	207,281	216,990	205,798	201,782	203,901
	めん羊			1			2				
	山羊	696	792	722	779	823	878	1,203	1,456	1,299	1,371
北部食肉衛生検査所	計	121,252	113,401	103,575	113,987	116,157	121,509	119,521	112,609	111,095	108,110
	牛	105	98	76	48	37	44	46	57	37	30
	とく									1	
	豚	120,472	112,579	102,780	113,397	115,533	120,727	118,684	111,601	110,234	107,253
	めん羊	2			1				1		2
	山羊	673	724	719	541	587	738	791	950	823	825

(8) とさつ禁止頭数の推移

中央食肉衛生検査所と北部食肉衛生検査所の合計値

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
合 計	牛	5			2	2	2	2		1	
	馬					1					
	豚	20	7	13	25	11	33	26	12	3	4
	山羊	1		1	1		3	1		1	
豚 丹 毒	豚	16	7	9	24	6	27	23	9	1	2
膿 毒 症	豚	3					1		1	1	
尿 毒 症	牛	3			1			1		1	
	山羊	1					1	1			
黄 疸 ( 高 度 )	牛	1				2	2	1			
	馬					1					
熱 性 諸 症	牛	1			1						
	豚	1		4	1	5	5	3	2	1	2
	山羊			1	1		2			1	

## (9) 全部廃棄頭数の推移

中央食肉衛生検査所と北部食肉衛生検査所の合計値

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R1)	R2	R3
合 計	牛	13	12	12	16	13	15	10	20	17	21
	豚	390	311	312	346	251	402	334	443	186	109
	山羊	2	1	1		2	2	1	3	1	3
豚 丹 毒	豚	97	75	72	76	25	192	169	224	17	6
サルモネラ症	豚	155	133	142	93	72	52	55	53	34	18
ヨ ー ネ 病	牛									1	
豚 赤 痢	豚									1	1
トキソプラズマ症	豚	73	40	50	95	48	57	15	50	29	19
住肉胞子虫症	豚	5	5	6	7	7	7	3	4	4	2
膿 毒 症	牛		1					1	4		1
	豚	9	5	6	7	2	8	20	23	22	25
	山羊	1				1	2		1		1
敗 血 症 (抗酸菌症を含む)	牛	3	4		2	3	3	1	6	2	4
	豚	37	40	20	59	84	71	66	77	64	32
	山羊	1						1			
尿 毒 症	牛			1							
	豚	1			1		1		3	2	
黄 疸 ( 高 度 )	豚	1	2	3	2	1	6		2	4	1
	山羊			1							
水 腫	牛										1
	豚			1							
	山羊					1			1		1
悪 性 黒 色 腫	豚	4	6	6	2		5	6	5	5	3
そ の 他 の 腫 瘍	牛	1			1						
	豚	1		1		4				3	
変 性	豚	6	1	3	4	5				1	
	山羊		1						1	1	1
牛伝染性リンパ腫	牛	9	7	11	13	10	12	8	10	14	15
白 血 病	豚	1	4	2		3	3		2		2

(10) 開場日数及び検査延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	開 場 日 数	45	38	42	43	43	41	42	41	44	38	37	45	498
	検査延べ人数	857	718	775	751	785	701	816	718	729	684	629	782	8,945
中央食肉 衛生検査所 (株)沖縄県 食肉センター	開 場 日 数	23	19	21	22	22	20	21	21	24	19	18	23	253
	検査延べ人数	410	354	352	377	384	346	373	346	372	332	305	377	4,328
北部食肉 衛生検査所 名護市 食肉センター	開 場 日 数	22	19	21	21	21	21	21	20	20	19	18	22	245
	検査延べ人数	447	364	423	374	401	355	443	372	357	352	324	405	4,617

(11) 食肉衛生月間関連行事

	開催月日	内 容	対象施設	対 象 者
中央食肉 衛生検査所	8月24・25日	食肉運搬車両の衛生指導 (荷台の衛生状態の確認、衛生管理状況の聞き取り調査及び啓発チラシの配布)	(株)沖縄県 食肉センター	食肉搬出業者
	8月10日	衛生講習会用資料の配布及びテスト・アンケート実施 (HACCP と外部検証について)		と畜場内作業従事者
	8月26・27・30・31日	食品衛生法に基づく監視指導		と畜場付属の食肉処理業者
北部食肉 衛生検査所	8月4日	食肉運搬車両の衛生指導 (荷台の衛生状態の確認、衛生管理状況の聞き取り調査及び啓発チラシの配布)	名護市 食肉センター	食肉搬出業者
	8月20日	衛生講習会用資料の配付 (衛生管理、食中毒予防)		と畜場内作業従事者
	8月25日	食品衛生法に基づく監視指導		と畜場付属の食肉処理業者

(12) 衛生監視

	内 容	実施回数	対 象 施 設
中央食肉 衛生検査所	記録検査	12	(株)沖縄県 食肉センター
	現場検査	247	
	微生物検査	36	
	構造設備基準	12	
北部食肉 衛生検査所	記録検査	12	名護市 食肉センター
	現場検査	245	
	微生物検査	20	
	構造設備基準	12	

### (13) と畜検査データの還元

検査結果について疾病の発生状況などを整理・分析し、生産者等からの申請に基づきデータを還元している。生産現場での食肉データの活用により、生産性の向上及びより健康な家畜の生産を支援することを目的としている。

	内 容	申 請 者	申請件数
中央食肉 衛生検査所	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	沖縄県食肉センター	253
	疾病明細	株式会社那覇ミート	24
北部食肉 衛生検査所	届出伝染病発生報告	中央家畜保健衛生所	12
		北部家畜保健衛生所	12
	内臓廃棄明細	北部食肉協業組合	245
	と畜検査結果	生産者	29

## Ⅱ 食鳥検査業務

### 1 概要

#### (1) 食鳥検査羽数

令和 3 年度の中央食肉衛生検査所及び北部食肉衛生検査所における全検査羽数は 4,228,713 羽(前年度比 2.1%増)であり、内訳は成鶏 532,404 羽(1.0%増)、ブロイラー3,696,309 羽(2.3%増)であった。

#### (2) 食鳥検査結果に基づく措置

##### ① とさつ・内臓摘出禁止

とさつ・内臓摘出禁止羽数は 96,896 羽(全検査羽数の 2.3%)であり、内訳は成鶏 69,271 羽(全成鶏検査羽数の 13.0%)、ブロイラー27,625 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.7%)であった。

##### ② 全部廃棄

全部廃棄羽数は 30,968 羽(全検査羽数の 0.7%)であり、内訳は成鶏 14,359 羽(全成鶏検査羽数の 2.7%)、ブロイラー16,609 羽(全ブロイラー検査羽数の 0.4%)であった。

##### ③ 一部廃棄

一部廃棄羽数は 158,386 羽(全検査羽数の 3.7%)であり、内訳は成鶏 58,172 羽、ブロイラー 100,214 羽であった。

#### (3) 食鳥処理場の衛生指導・衛生教育

食鳥処理場の HACCP による衛生管理について外部検証機関として記録検査(月 1 回)、現場検査(毎日)及び微生物検査(月 1 回)を行い、加えて沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき施設の構造設備基準の監視(月 1 回)を行った。

また、沖縄県食品(食肉)衛生月間実施要領に基づき 8 月を食肉衛生月間と位置づけ、食肉運搬車両の衛生指導、食鳥処理業者等への衛生講習会及び食鳥処理場付属の食肉処理業施設の監視指導を行った。

#### (4) 防疫演習

食鳥処理場内で高病原性鳥インフルエンザ罹患個体を発見したときの対応について、食鳥処理場内の封鎖区域の設定や車両消毒などの実動訓練を実施した。

## 2 検査統計

### (1) 食鳥検査羽数 及び 食鳥のとさつ禁止又は廃棄したもの の原因

	食鳥検査羽数	処分内容	ウイルス病		細菌病		その他の疾病										合計	
			鶏白血病	マレック病	大腸菌症	ブドウ球菌症	敗血症	変性	水腫	腹水症	出血	炎症	腫瘍	外傷	削瘦及び発育不良	放血不良		湯漬過度
合計	4,228,713	禁止		5,266				466	1,828	16,498	1,165	3,172	4,448	25,259	33,253	5,283	258	96,896
		全部廃棄	11	1,872	9,824	104	11	144	71	1,395	1,729	13,648	1,620	34	403	104		30,968
		一部廃棄						29,048			15,805	113,421	112					
中央食肉衛生検査所 (成鶏)	532,404	禁止							1,828	8,897	729		4,448	25,154	25,780	2,435		69,271
		全部廃棄	11	5	6			5	69	362	1,545	10,603	1,614	6	133			14,359
		一部廃棄						9,137			14,995	33,992	48					
北部食肉衛生検査所 (ブロイラー)	3,696,309	禁止		5,266				466		7,601	436	3,172		105	7,473	2,848	258	27,625
		全部廃棄		1,867	9,818	104	11	139	2	1,033	184	3,045	4	28	270	104		16,609
		一部廃棄						19,911			810	79,429	64					

### (2) 月別食鳥検査羽数及び廃棄羽数

廃棄羽数は「と殺禁止羽数」と「全部廃棄羽数」の合計値

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合計	食鳥検査羽数	356,732	333,707	362,969	386,216	350,846	293,390	349,116	381,266	385,374	348,824	335,022	345,251	4,228,713
	廃棄羽数 (%)	10,560 (3.0)	11,579 (3.5)	11,225 (3.1)	11,419 (3.0)	8,698 (2.5)	11,710 (4.0)	9,384 (2.7)	10,302 (2.7)	11,157 (2.9)	11,260 (3.2)	11,255 (3.4)	9,315 (2.7)	127,864 (3.0)
中央食肉衛生検査所 (成鶏)	食鳥検査羽数	47,488	35,070	54,397	52,624	39,682	33,682	44,133	50,903	48,337	43,158	49,013	33,917	532,404
	廃棄羽数 (%)	5,981 (12.6)	6,195 (17.7)	7,150 (13.1)	9,191 (17.5)	6,362 (16.0)	9,191 (27.3)	5,747 (13.0)	7,132 (14.0)	7,244 (15.0)	7,071 (16.4)	7,133 (14.6)	5,233 (15.4)	83,630 (15.7)
北部食肉衛生検査所 (ブロイラー)	食鳥検査羽数	309,244	298,637	308,572	333,592	311,164	259,708	304,983	330,363	337,037	305,666	286,009	311,334	3,696,309
	廃棄羽数 (%)	4,579 (1.5)	5,384 (1.8)	4,075 (1.3)	2,228 (0.7)	2,336 (0.8)	2,519 (1.0)	3,637 (1.2)	3,170 (1.0)	3,913 (1.2)	4,189 (1.4)	4,122 (1.4)	4,082 (1.3)	44,234 (1.2)

### (3) 食鳥検査羽数の推移

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3
合 計		3,622,571	3,723,297	3,972,147	4,041,661	3,959,111	3,986,262	4,130,794	4,126,445	4,141,068	4,228,713
中央食肉 衛生検査所	沖縄食鶏加工(株) (プロイラー)	1,788,576	1,756,989	1,766,510	1,682,104	1,619,022	1,623,382	1,715,409	※1 572,840		
	(株)沖縄県鶏卵 食鳥流通センター (成鶏)	590,083	511,145	524,837	524,741	535,100	488,311	569,928	519,453	526,877	532,404
北部食肉 衛生検査所	南中央食品加工 (プロイラー)	1,243,912	1,455,163	1,680,800	1,834,816	1,804,989	1,874,569	1,845,457	※2 548,559		
	名 護 市 食鳥処理施設 (プロイラー)								※3 2,485,593	3,614,191	3,696,309

※1 令和元年8月廃止

※2 令和元年7月廃止

※3 令和元年7月操業開始

### (4) 開場日数及び検査延べ人数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
合 計	開 場 日 数	47	42	47	49	43	40	44	45	48	40	43	42	530
	検査延べ人数	122	115	120	129	113	105	116	117	125	106	112	112	1,392
中央食肉 衛生検査所 (株)沖縄県 鶏卵食鳥流通 センター	開 場 日 数	25	20	26	26	21	19	22	23	26	20	23	21	272
	検査延べ人数	51	41	53	53	43	39	45	47	53	41	47	44	557
北部食肉 衛生検査所 (名 護 市) 食鳥処理施設	開 場 日 数	22	22	21	23	22	21	22	22	22	20	20	21	258
	検査延べ人数	71	74	67	76	70	66	71	70	72	65	65	68	835

### (5) 衛生講習会

	開催月日	内 容	対 象 施 設	対 象 者
中央食肉 衛生検査所	8月4日	食肉搬出車両の衛生指導	(株)沖縄県鶏卵 食鳥流通センター	食肉搬出業者
	8月2日 ～31日	啓発用パンフレット、講習会用スライド資料 (5S活動について)を配布		食鳥処理場内 作業従事者
	8月13日	食品衛生法に基づく監視指導		食鳥処理場附属 の食肉処理業者
北部食肉 衛生検査所	8月2日 ～31日	啓発用パンフレット、講習会用スライド資料 (5S活動、食中毒予防について)を配布	名護市 食鳥処理施設	食鳥処理場内 作業従事者
	8月31日	食品衛生法に基づく監視指導		食鳥処理場附属 の食肉処理業者

### (6) 衛生監視

	内 容	実施回数	対 象 施 設
中央食肉 衛生検査所	記録検査	12	(株)沖縄県 鶏卵食鳥流通センター
	現場検査	272	
	微生物検査	12	
	構造設備基準	12	
北部食肉 衛生検査所	記録検査	12	名護市食鳥処理施設
	現場検査	258	
	微生物検査	12	
	構造設備基準	12	

(7) 認定小規模食鳥処理場

① 処理場別処理羽数

		成鶏	ブロイラー	あひる	七面鳥	計
合 計		41,231	550			41,781
中央食肉 衛生検査所管内	上原養鶏場	3,476				3,476
	沖縄県立南部農林高等学校		70			70
	沖縄県立中部農林高等学校		480			480
	中川牧場食鳥 ※					
北部食肉衛生検査所管内	安室養鶏場ヤンバル農場	11,280				11,280
	瀬宮食鳥処理センター	8,865				8,865
	玉城食鳥販売	10,560				10,560
	沖縄県立北部農林高等学校	7,050				7,050
	安村食肉販売店 ※					
	アガリエ ※					
	名嘉食品 ※					
	食鳥処理センター松林 ※					
農業生産法人(有)乙羽ファーム ※						

※ 休止中

② 月別処理羽数

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
合 計	処理羽数	成鶏	4,440	6,228	2,564	2,002	4,972	3,313	4,080	2,476	3,355	2,768	1,818	3,215	41,231	
		ブロイラー		250		70			230							550
	禁止・全部 廃棄羽数 (廃棄率%)	成鶏	80 (1.8)	51 (0.8)	7 (0.3)	4 (0.2)	104 (2.1)	2 (0.1)	86 (2.1)	4 (0.2)	52 (1.5)	53 (1.9)	1 (0.1)	44 (1.4)	488 (1.2)	
		ブロイラー		0 (0.0)		0 (0.0)			0 (0.0)							0 (0.0)
中央食肉 衛生検査所管内	処理羽数	成鶏	290	268	284	292	272	283	290	386	295	273	158	385	3,476	
		ブロイラー		250		70			230							550
	禁止・全部 廃棄羽数 (廃棄率%)	成鶏	4 (1.4)	4 (1.5)	7 (2.5)	4 (1.4)	3 (1.1)	2 (0.7)	1 (0.3)	4 (1.0)	1 (0.3)	2 (0.7)	1 (0.6)	1 (0.3)	34 (1.0)	
		ブロイラー		0 (0.0)		0 (0.0)			0 (0.0)							0 (0.0)
北部食肉 衛生検査所管内	処理羽数	成鶏	4,150	5,960	2,280	1,710	4,700	3,030	3,790	2,090	3,060	2,495	1,660	2,830	37,755	
		ブロイラー														
	禁止・全部 廃棄羽数 (廃棄率%)	成鶏	76 (1.8)	47 (0.8)			101 (2.1)		85 (2.2)		51 (1.7)	51 (2.0)			43 (1.5)	454 (1.2)
		ブロイラー														

③ 衛生監視

	内容	実施回数
中央食肉衛生検査所	監視指導	3
北部食肉衛生検査所	監視指導	5